

日本大学工学部工学研究所研究ジャーナル刊行内規

平成 8 年 5 月 9 日制定
平成 8 年 4 月 1 日施行
平成 10 年 5 月 14 日改正
平成 10 年 4 月 1 日施行
平成 20 年 9 月 11 日改正
平成 20 年 10 月 1 日施行
平成 21 年 3 月 12 日改正
平成 21 年 4 月 1 日施行

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、日本大学工学部工学研究所規程（以下規程という）第 3 条第 3 号に基づき、日本大学工学部工学研究所研究ジャーナル（以下研究ジャーナルという）の刊行についての必要事項を定める。

2 研究ジャーナルの英文名称は Journal of Research Institute of Science and Technology, College of Science and Technology, Nihon University とする。

(委員会)

第 2 条 研究ジャーナルの刊行，その他の事項を審議するため，工学研究所研究ジャーナル編集委員会（以下委員会という）を置く。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は，次の者をもって構成し，委員は，学部長が委嘱する。

- ① 工学研究所長
- ② 工学研究所次長
- ③ 工学部の各学科及び短期大学部（船橋校舎）から推薦された者 1 名
- ④ 委員長が指名する者 若干名

(委員長・副委員長)

第 4 条 委員会の委員長は，前条第 1 号の工学研究所長とし，副委員長は，委員の中から委員長が指名する。

2 委員長に事故あるときは，副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 条 委員長及び委員の任期は，1 年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

(刊行物の種類)

第 7 条 日本大学工学部工学研究所が発行する刊行物は，次のとおりとする。

- ① 研究ジャーナル

研究ジャーナルの内容区分は，次のとおりとする。

- (1) 一般論文
- (2) ノート
- (3) 速報
- (4) 総合論文

前4号以外のものを掲載する必要がある場合は、その都度委員会で協議する。

② 研究ジャーナル特集号（以下特集号という）

特集号は、大学の命による調査団の報告書、その他理工学研究所が必要と認めたものであり、編集は当該調査団等に該当するものの責任において行う。

（研究ジャーナルの発行回数）

第8条 研究ジャーナルは、原則として年3回発行する。

（論文等の取扱い）

第9条 研究ジャーナルの内容区分の定義は、別に定める「研究ジャーナル投稿要項」及び「研究ジャーナル執筆要項」によるものとする。

（査読者）

第10条 査読者及び査読の方法については、別に定める「研究ジャーナル査読要領」によるものとする。

（論文掲載の可否）

第11条 論文の掲載の可否は、査読報告書に基づき審議の上、委員会が決定する。

2 2名の査読者の査読判定が共に掲載可又は否の場合は、特に問題がなければ判定どおり決定する。

3 2名の査読者間で査読判定が相違した場合、委員会は第3の査読者を選び、査読を依頼し、その結果に基づき委員会で審議をする。

4 査読判定において掲載否の理由が「照会に対する回答不十分」等の場合は、委員会において回答不足項目を検討・審議し、適切な措置をとる。

5 査読判定で研究ジャーナルの種類の変更を求められた場合は、委員会で検討の上、著者とその対応を協議・決定する。

6 特集号における論文掲載の可否は、当該調査団等が行うものとする。

（著作権及び論文等の公開）

第12条 研究ジャーナルに掲載が可となった論文等の著作権は、すべて理工学研究所に帰属する。ただし、原著者が出典を明示しての再利用を妨げない。

2 著者は、論文等の投稿時に「掲載論文著作権委譲確認書」を提出する。

3 掲載論文の全部又は一部を電子的に蓄積し、日本大学理工学部が行う情報提供サービスにより公開することとする。

（所 管）

第13条 研究ジャーナルに関する事務は、研究事務課が行う。

（その他）

第14条 この内規に関するその他の必要事項については、要項等で別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。